

笠置町監査委員告示第8号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和6年8月5日

笠置町監査委員 仲北 悦雄

同 向出 健

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

記

1. 監査を実施した日時等

日 時 令和6年5月22日（水）

午前9時2分から午前11時58分まで

場 所 笠置町役場2階 議員控室

- 監 査 対 象
- 1 令和6年度予算執行に向けて
 - 2 令和5年度指摘事項への対応について
 - 3 4月定期監査に係る質問事項について

収受資料等

- ・見える化システムによる階層別の人数について（将来統計システム）
- ・令和元年度～令和5年度デイサービス利用実績表

2. 監査内容

令和5年度に実施した定期監査において監査委員より指摘した事項に対する対応状況及び4月に新たに就任された山本町長のもと行政運営を行う中で令和6年度予算執行に向けた考え方を伺うべく本監査を実施した。

3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

・令和6年度予算執行に向けて

(今後も介護サービス給付費の増加が予想されるが、介護保険料以外に住民が負担すべき費用についてどのように考えているか。(ケアプランの有料化、負担割合等)

国において、今後ケアプラン作成に伴う有料化等の議論をするという段階であり、その件については国の動向を見守るということで、現時点では笠置町として介護保険料以外に住民が負担すべき費用についての案は持ち合わせていないと伺っている。

地方自治体として国が示す方向性に従うことは一定理解できるものの、笠置町における高齢者数、受給者数、財政状況等を勘案しながら、実態に即した笠置町としての最適解が何なのかということを経済計画と照らし合わせながら絶えず思案されたい。また、国の決定に対しても、笠置町の考え方を要望という形で伝えることはできることから、まずは笠置町としての考え方や立ち位置を確立されたい。

(町内デイサービス利用に係る過去5年間の利用者推移及び今後について)

過去5年間の利用者推移としては、施設入所や重度の要介護者が亡くなられたことにより利用者は減ってきていると伺っている。また、先に述べた利用者数の減少に加え、比較的軽度の要介護者の利用が多いことから介護報酬に係る単位数が少なくなるため、経営状況は芳しくないとのことであった。そのため、行政として町内デイサービス事業者の施設利用料や光熱水費等の減免をしているとのことだが、減免実施にあたり基準や根拠を明確に規定しないことには、事業者側の言いなりになりかねないことから十分に精査をされたい。また、計画等を作成して進捗を図り、必要であれば更新をしていくことも一つの手法であると考えている。

(わかさぎ公園及び児童公園の利活用(幅員拡張、遊具設置)について)

わかさぎ公園の遊具については、現状ほとんど使用できない状況であり、保健福祉課としては新たに利用できる遊具の設置を考えているが、キャンプ場へ進入するための道路の幅員拡張案や、いこいの館前広場に遊具を設置する案等があり、調整中と伺っている。

本件については以前から指摘していることであり、保健福祉課だけではなく全庁的に議論をして早急に対応をされたい。

（高齢者鉄道運賃助成金交付事業に係る今後の方向性について）

本事業の年齢制限は現在 70 歳以上であるが、保健福祉課としては高齢者の負担軽減という観点から年齢の引き下げを検討していると伺っている。

本事業の趣旨としては、高齢者の負担軽減、JR の利用促進及び外出支援の促進等が上げられると思慮するが、要綱改正にあたり笠置町として改正後における明確な趣旨・目的を持っておかれたい。そのために、まずは利用者数の推移、利用目的及び費用対効果等の実態を精査することから始められたい。

（笠置未来っ子応援給付金支給事業に係る今後の方向性について）

本事業は未来を担う子供たちを応援し、子育て環境の向上及び子育て世帯への定住を促進することを目的とした笠置町独自の給付事業であり、出産時に 5 万円、小学校入学時、中学校入学時、中学校卒業時に 3 万円の給付をしており、今後制度拡充を検討していると伺っている。

例えば、中学校入学の時期に転入してきた方と年度途中で転入してきた方とで、同じ子育てをしているにも関わらず一方は交付金が支給されないことになる。支給対象を幅広くして、一定支給額を下げつつも助成するという方向性も考えられることから、引き続き施策について多角的な検討されたい。

・令和 5 年度指摘事項への対応について

（介護保険制度は相互扶助制度で成り立っており、保険料を住民から徴収していることから、余剰分は内部留保や基金積立を実施されていると思うが、運営が営利目的でない以上、行政サービスの水準の維持のために一定住民に還元することについて検討されたい。）

基金については、介護保険に関わる給付やその他の財源に不足が生じた時のための財源として積み立てており、第 9 期の介護保険計画策定にあたり、その内 720 万円を基金から充当することで保険料の基準額を月額 330 円抑制していると伺っている。

本件については、以前から一定住民に還元する方法について検討するよう指摘をしていたところである。3 年前の保険料改定の際にも一定基金から充当されていたということであるが、今回の保険料改定においても基金を活用して保険料増加の抑制に努められたことについては評価をしたい。

・ 4 月定期監査に係る質問事項について

(町づくり会社に対して笠置町から補助金等を支出しているのか。)

町づくり会社に対して笠置町から補助金の支出はないが、チャレンジショップ運営に係る費用として1カ月1万円、年間12万円を計上していると伺っている。自身で生産した商品をチャレンジショップで展示し、購入してもらうことで笠置町の活性化を図るということは理解できるが、支出するにあたり改めて趣旨・目的、積算根拠を明確に整理されるとともに、実績報告においても十分なチェック機能を果たされたい。また、他にもこのような積算根拠が乏しい漠然とした支出がないか今一度確認をされたい。なお、笠置町の活性化を図るということであれば、観光客やキャンプ客で賑わう休日に開店することが常套手段であると容易に想像ができることから、その点についても改めて精査をお願いしたい。

以上